

西条市使用料等審議会からの答申内容等の概要について

1 使用料等審議会からの答申内容

(1) 全体の平均改定率（案）について

西条市の上水道事業全体として約6%程度の料金値上げとすること。

(2) 地区別の平均改定率（案）について

- ①西条地区は、赤字解消策として約13%程度の料金値上げとすること。
- ②東予地区は、格差是正策として約5%程度の料金値上げとすること。
- ③丹原地区及び小松地区は、現状の料金を据え置くこと。

○地区別料金改定（案）比較表

（口径13mm、一般家庭用、1箇月20m³使用の場合）

（消費税込額）

地区名	現行料金（円）	改定案（円）	差額（円）
西条地区	2,246	2,678	432
東予地区	2,419	2,678	259
丹原地区	2,840	—	0
小松地区	2,840	—	0

(3) その他の改定（案）について

上水道事業の料金改定等に併せて、簡易水道事業の料金改定を行うこと。

2 今後の予定

(1) 平成29年12月議会に関係条例の一部改正案を提出予定。

(2) 条例改正案については平成30年4月1日施行とし、平成30年4月、5月使用分として徴収する水道料金の算定から（平成30年6月請求分から）適用予定。